

岐阜県生活技術研究所における不正防止計画

平成 27 年 4 月 1 日制定

平成 28 年 9 月 1 日改正

平成 30 年 12 月 3 日改正

令和 3 年 11 月 1 日改正

令和 4 年 11 月 15 日改正

令和 5 年 12 月 19 日改正

岐阜県生活技術研究所(以下「研究所」という。)の研究活動における不正行為を防止するため、以下のとおり不正防止計画を策定する。

第1節 研究所内の責任体制の明確化

- 1 研究所にコンプライアンス推進責任者を置き、商工労働部「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づく実施要綱(以下「実施要綱」という。)第6条第1項の規定に基づき、研究所の長をもって充てる。
- 2 コンプライアンス推進副責任者を置き、実施要綱第7条の規定に基づき、試験研究部長及び管理調整係長をもって充てる。
- 3 コンプライアンス推進副責任者は、コンプライアンス推進責任者の指示の下、次の役割を果たさなければならない。
 - (1) 研究所の研究活動における不正行為の防止対策を実施し、その実施状況を確認すること。
 - (2) コンプライアンス教育及び研究倫理教育を実施し、その受講状況を管理すること。
 - (3) 研究の立案、計画、実施、成果のとりまとめ(報告を含む。)の各過程において、活動状況をモニタリングし、必要に応じて改善を指導とともに、不正行為が発生するリスクに対して、重点的かつ機動的な監査(リスクアプローチ監査)を実施すること。
 - (4) 全ての構成員に対し、不正を起こさせない組織風土の形成のための啓発活動を四半期毎に行う。
- 4 上記の者の役割等をホームページで公表する。
- 5 不正行為の防止への取り組みに関する研究所の方針及び意思決定手続きをホームページで公表する。

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

- 1 研究所の研究活動に関わる全ての構成員(以下「全ての構成員」という。)にとって分かりやす

いルールを定める。また、実態と乖離していないか点検し、必要に応じてルールの見直しを行う。

- 2 全ての構成員を対象にそれぞれの職務に応じて周知する。
- 3 研究者等と事務職員の権限と責任を明確にする。また、適切な職務分掌を定め、実態と乖離しないようにする。
- 4 全ての構成員に、研究倫理の向上、研究所の不正対策に関する方針、ルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正行為に当たるのか理解させるため、コンプライアンス教育を実施する。なお、実施に際しては、受講者の受講状況について把握する。
- 5 実効性を確保するため、全ての構成員に対し、受講の機会等に誓約書の提出を求める。誓約書の提出がない場合は、競争的資金等の運営・管理を含む全ての研究活動に関わることができないこととする。なお、誓約書については別に定める。
- 6 研究所内外からの告発等の通報窓口を、実施要綱第12条の規定に基づき設置し、ホームページで公表し周知を図る。
- 7 不正行為に係る情報は、実施要綱第13条の規定に基づき、最高管理責任者、委員長(統括管理責任者)及び通報された当該事案に関係する研究所の長に報告する。
- 8 懲戒の種類及びその適用に必要な手続き等を明確に示した懲戒規程等を周知徹底する。

第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実行

- 1 不正防止計画の推進を担当する部署としてコンプライアンス推進責任者を長とし、コンプライアンス推進副責任者を構成員とする岐阜県生活技術研究所不正防止委員会を置く。
- 2 委員会において、不正行為を発生させる要因を把握し、不正防止計画を策定・実行するとともに、必要に応じて不正防止計画を見直す。

第4節 研究活動の適正な運営・管理活動

- 1 予算の執行状況を検証し、実態と合ったものになっているか確認する。また、予算執行が当初計画から著しくかけ離れていないか確認し、必要に応じて指導を行う。
- 2 存在しないデータ、不正な研究結果等を作成していないか確認し、必要に応じて指導を行う。
- 3 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工していないか確認し、必要に応じて指導を行う。
- 4 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用していないか確認し、必要に応じて指導を行う。
- 5 資格を満たしていない人物を著者として列挙していないか確認し、必要に応じて指導を行う。
- 6 他の学術誌に既発表または投稿中の文献と同一内容もしくは、極めて類似した内容の文献が投稿されていないか確認し、必要に応じて指導を行う。
- 7 公的研究で必要とされる公正かつ適正な判断が損なわれる、又は損なわれのではないかと第三者から懸念が表明されない行為でないか確認し、必要に応じて指導を行う。

8 非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理については、事務担当者が採用時及び定期の面談若しくは出勤簿等の確認により行う。

第5節 情報発信・共有化の推進

- 1 競争的資金等のルール等について、研究所内外からの相談を受け付ける窓口を、実施要綱 第10条の規定に基づき、設置する。
- 2 不正使用への取り組みに関する基本方針等をホームページで公表する。